

美浜 3号配管破断事故・致死傷害事件に関する 関西電力の責任を徹底して追及して下さい 再発防止策がとられ、県民、国民が納得するまで 美浜 1・2号の運転再開を認めないで下さい

若狭連帯行動ネットワーク

私たちは脱原発を願う福井と関西のボランティア市民グループです。1991年2月9日の美浜2号蒸気発生器細管破断事故を契機にネットワークを作り、活動してきました。今回の美浜3号復水配管破断事故は、13年前の美浜2号事故の教訓が生かされなかったどころか、その再発防止対策が全くとられていなかったことを明らかにしました。

関西電力は、美浜2号事故直後の1991年6月13日、通産省資源エネルギー庁長官宛の文書(別紙1)で「社長を原子力本部長とし、原子力部門の品質保証の強化を図ります。」「全社を挙げて『品質改善再徹底計画』を推進する」と約束していました。福井県や美浜町へもそのように説明しました。しかし、まさにこの文書が出された頃に、美浜3号の破断部位など2カ所を含む復水配管オリフィス下流部での点検対象抜け落ちが生じていたのです。関西電力は、自ら定めた「原子力設備2次系配管肉厚の管理指針(PWR)」(1990年5月制定)を厳守せず、下請会社に徹底させもしませんでした。むしろ、定期検査期間を短縮するため、美浜1・2号等では技術基準に反する違法行為すら平気で行っていたのです。また、関西電力が昨年10月に制定した品質保証システムでは、点検対象抜け落ちが判明した場合には管理指針に沿って余寿命を計算し原子炉を止めるかどうかを含めて検討することになっていましたが、これを無視しました。**関西電力が今年9月27日に出した「当面とるべき対策」は13年前とほとんど変わりません。**

事故直前の今年8月3日には、8月14日から始まる美浜3号第21回定検計画を関西電力が福井県へ事前説明し、点検対象から抜け落ちた破断部位を含む2系統の配管の点検と**取替**をリストアップしていました。しかし、昨年11月に日本アームから指摘された点検対象抜け落ちについては一切説明せず、隠し通したのです。「**取替**」を計画していたのですから、そのときには**管理指針による余寿命計算を行っており、「配管の肉厚が必要肉厚をかなり下回り、破断の危険がある」と認識していたはず**です。

原子力安全・保安院は今年9月24日(評定日)、美浜1号、高浜3号、大飯2号の定期安全管理審査について「**定期事業者検査の実施につき重大な不適合があり、品質マネジメントシステムが機能していない**」と断じ、原子力安全基盤機構が先に「B」評価と評定していたものを取消し、**最低の「C評定」**に変更しています。9月27日付け「中間とりまとめ」でも「**過去における関西電力(株)の品質保証、保守管理が機能していなかった**」と断じています。

中川経済産業大臣は今年9月27日、「美浜3号の破断部位と周辺設備が技術基準に適合していることが確認されるまで運転停止を命じる」技術基準適合命令を関西電力に出し、藤洋作社長を厳重注意処分としてその責任を問う一方、**実効的な再発防止策を今年度末までに報告する**よう求めています。関西電力は当日、「社内関係者および社外有識者で構成する『原子力保全機能強化検討委員会』を設置し、現行の保全体制の課題整理、メーカ等を含む体制の再構築等の検討を開始、**12月末を目途に、保全体制の再構築を図る。**」との方針を打ち出しています。しかし、13年間でできなかったものが、短期間にできるはずがありません。

経済産業省原子力安全・保安院(旧通商産業省)や原子力安全委員会にも関西電力のズサンな品質マネジメントシステムを放置した責任があります。関西電力は2000年5月29日に「関西電力株式会社美浜発電所3号機定期安全レビュー報告書」を旧通商産業省へ提出しましたが、その日のうちに旧通商産業省が評価報告書を作り、原子力安全委員会がそれを了承しています。やってもいない「安全最優先の管理の徹底」を「図っている」と関西電力が主張し、旧通商産業省が「図っている」と評価し、原子力安全委員会がわずか1時間で「妥当」と承認したのです。このようなことが度重なったため、「政府のお墨付きは信用できない」との声が福島県などから出ているのです。

東京電力の2年前のひび割れ隠し事件では、別紙2のように、昨年4月15日～5月9日の25日間、東京電力の原発17基すべてが停止しました。これらの原発では3カ月以上の長期にわたって運転が止まり、福島県など立地自治体による独自の安全確認、県民からの意見聴取が慎重に行われています。福島第一原発5号の配管減肉問題でも、福島県知事は10月8日、原子力安全・保安院による安全のお墨付きに不信を表明し、速やかに配管を取替えるよう東京電力に求め、東京電力は応じています。

ところが、福井県ではどうでしょうか。

貴職は、高浜1～3号、大飯2・4号について、わずか2～3週間の停止・点検で運転再開を認め、先週10月14日には大飯1号の運転再開を了承しています。関西電力は大飯1号の7月点検時に予想外の激しい減肉を経験しながら、美浜3号の点検対象抜け落ちを放置しました。それどころか、大飯1号では余寿命0.3年と判定された配管について非常識な法解釈で余寿命を6.2年とみなし、調整運転に入っていました。「品質保証や保守管理が機能していない」関西電力には原発を動かす資格はありません。大飯1号をはじめ原発の運転再開を容易に了承した貴職に対し、厳重に抗議します。

このまま、美浜1・2号の運転再開まで認めることは、**福井県自身が、原発の経済性を優先させ、美浜町民、福井県民ひいては国民の安全をないがしろにするものです。**

このような状況を受け、貴職に以下の申し入れを行いますので、真摯に受け止め、誠実に対応して下さい。強く求めます。

1. 美浜3号事故をなぜ防げなかったのか、別紙3に示される関西電力、三菱重工業、日本アームの責任、さらには経済産業省原子力安全・保安院、原子力安全委員会の責任を、貴職の立場から徹底究明して下さい。
2. 今年8月3日の美浜3号定期検査内容の事前説明時に、破断部位の点検・取替がリストアップされていながら、なぜ、福井県として関西電力の「点検抜け落ち隠し」を見抜けなかったのか、貴職の責任を明らかにして下さい。
3. 関西電力は今年12月末を目処に「保全体制の再構築」を図るとしており、来年3月末までに「実効的な再発防止策」を経済産業省へ報告することになっています。これらの内容が本当に実効あるものとなっているかどうかを、貴職の責任で厳重に確認して下さい。
4. これらについて、貴職が責任を持って公開の説明会を開き、福井県民等に直接説明して下さい。
5. これらが完了するまで、美浜1号および2号の運転再開に同意しないで下さい。
6. JCO臨界事故で2名の死者を出した核燃料加工会社JCOは廃業しました。5名の死者と6名の重軽傷者を出した美浜3号については、このまま運転せず、閉鎖するよう関西電力に求めて下さい。

別紙1：「美浜発電所2号機蒸気発生器伝熱管損傷事故に係る再発防止対策について」
(関西電力株式会社、平成3年6月13日)

別紙2：東京電力のひび割れ隠し事件による原発運転停止期間

別紙3：「美浜3号配管破断事故・「過失」致死傷害事件を巡る関西電力の責任に関する公開質問状」
(若狭連帯行動ネットワーク、2004年9月29日)